

公立大学法人秋田公立美術大学
令和2年度 業務実績評価書（案）

令和3年8月
秋田市公立大学法人評価委員会

全体評価

○事業の実施状況について

公立大学法人秋田公立美術大学の令和2年度業務実績については、年度計画に定めた項目がおおむね順調に実施されている。

令和2年度は年間を通じて新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けたものの、第2期中期計画期間の2年目として、产学研連携の推進や、基金の新設など、同計画に定めた項目への積極的な取組に加え、感染症対応として、オンライン環境の整備、生活支援金支給等による学生支援なども行われている。

一方、令和元年度との比較では、国際交流に関する事業を中心に海外渡航の制限により実施できなかった事業の増加もみられた。令和3年度においては、実施方法の見直し等により、同等以上の取組がなされることを期待する。

- ・地域課題の解決や社会貢献などにつながる受託事業、共同研究を積極的に実施し、引き続き产学研連携の推進に努めている。
- ・国際交流について、コロナ禍により見送られた事業があった一方で、独自事業の創出やオンライン配信等の積極的な実施により代替できた事項もあり、今後も国際交流の機会確保に努めることが望まれる。

○財務状況について

計画どおり実施しているものと認められる。

- ・開学10周年に向けた記念事業の一環として「フューチャー・アーティスト基金」を設置するなど、新たな自己収入の確保に取り組んでいる。
- ・外部資金獲得のため新たに動画講座を導入したものの、対象となる教員・助手の視聴率が11.9%であったことから、今後の科学研

究費補助金の申請・採択数の増に向けた意識の醸成が望まれる。

○法人のマネジメントについて

計画どおり実施しているものと認められる。

- 新たに、内部監査室を設置して内部監査実施計画書に基づいた内部監査等を実施するとともに、内部統制委員会を設置して学内業務におけるリスクの分析や評価を行うなど、内部統制の推進を図っており、今後も継続的な業務改善が期待される。

○中期計画および年度計画の達成状況について

項目別評価の中項目（合計17項目）において、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった「国際交流に関する目標」がC評価（年度計画を十分には達成できていない）である。このほか、「外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置」、「資産の運用管理に関する目標を達成するための措置」がB評価（概ね年度計画を実施している）である。残る14項目はA評価（年度計画どおり実施している）であり、中期計画の達成に向け、着実に年度計画が実施されている。

○組織および業務運営に係る改善を要する事項等について

組織、業務の運営等に関して、特に改善を勧告すべき点はない。

項目別評価

第1 教育の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

評価	A（年度計画どおり実施していると認められる。）
----	-------------------------

○特筆すべき点

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインに対応した環境を整備し、リモートでの授業や講評会等を展開したほか、学外の研究者やアーティストとのディスカッションや研究会を実施した。（連番5）
- ・教員相互の授業参観や、「美術大学における遠隔授業と対面授業のあり方」をテーマとする授業研究会を実施するなど、授業の改善と充実に努めた。（連番13）

(1-1) 教育内容の充実（学士課程）

ア 大学の4つの理念とそれに基づく教育研究上の目的に沿った教育課程となるよう、不断の見直しを行い、豊かな教養と深い芸術の専門性を備え、新しい芸術表現を模索しながら創造性を發揮できる人材を育成する。…A（連番1－3）

(1-2) 教育内容の充実（大学院課程）

イ 大学院の教育・研究理念に沿った指導の充実に取り組み、多様化する現代芸術領域と、複雑化する地域課題に対応しうる高度な実践力を有する人材や、高度な専門性を有する研究・教育者を育成する。…A（連番4－7）

(2) グローバル人材の育成…B（連番8－11）

グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦することができる人材育成のための教育を推進する。

(3) 教育の質の向上…A（連番12－15）

教育活動に対する自己点検・評価、学生による授業評価等を活用し、教育活動の改善と充実を図るとともに、F D（※注1 ファカルテ

イ・ディベロップメント)・SD(※注2スタッフ・ディベロップメント)活動の取組を通じて教員の教育力および教職員の資質向上を図る。

※注1 FD(ファカルティ・ディベロップメント)

教員が教育内容、教育方法等を改善し、教員の教育力を向上させるための組織的な取組

※注2 SD(スタッフ・ディベロップメント)

教職員の資質向上のための組織的な取組

(4) 学生確保の強化…A(連番16-20)

入試制度改革への対応や入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿い、意欲ある優秀な学生を確保するため、必要に応じ入学者選抜方法の見直しを行うとともに、入試広報活動に積極的に取り組む。

2 学生への支援に関する目標

評価	A(年度計画どおり実施していると認められる。)
----	-------------------------

○特筆すべき点

- ・コロナ禍による学生を取り巻く環境の変化に合わせて、自宅等における通信環境が整っていない学生向けに、図書館内にオンラインによる遠隔授業を受講できる環境を整備したほか、学内におけるオンラインでの進路相談や、学生がWeb面接に利用できるスペースの整備を行った。(連番23、35)
- ・令和2年度から開始となった高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免および給付型奨学金の申し込みを希望する学生に対し、情報提供や各種手続きのサポートを含め、新制度による支援を行った。(連番32)
- ・学生支援担当者会議により、支援を必要とする学生の情報を担当者間で共有し対応したほか、キャンパスソーシャルワーカーによる面接の拡充や学生生活支援を所掌する学内委員会の設置準備を進めるなど、学生のメンタルヘルス支援の充実を図った。(連番39)

(1) 学習支援の充実…A(連番21-30)

学生自らが、意欲をもって学習や研究活動に取り組めるよう、学習環境や相談体制の充実を図る。

(2) 生活支援の充実… A (連番31－33)

学生が心身両面において健康で充実した大学生活を送ることができるように、健康管理や生活相談などの充実を図る。

(3) 進路支援の充実… A (連番34－36)

学生自らが、将来への目的意識を明確に持ち、目的達成のスキルを身に付けることができるよう、キャリア教育の充実を図るとともに、学生一人ひとりの進路実現に向けた、全学的な進路指導体制を強化する。

(4) 総合的な支援体制の整備… A (連番37－41)

多様化する学生ニーズに迅速かつ適切な対応を図るため、各種支援体制の横断的な連携のもと、よりきめ細やかな支援を提供することができる体制を整備する。

第2 研究の質の向上に関する目標

1 研究に関する目標

評価	A (年度計画どおり実施していると認められる。)
----	--------------------------

○特筆すべき点

・学長プロジェクト研究費を活用した実践的な研究のほか、地域の様々な課題やニーズに対応した受託研究・受託事業を積極的に受け入れるとともに、ARTS& ROUTES展実行委員会との連携により展覧会「ARTS& ROUTES-あわいをたどる旅ー」を開催し、他分野の研究者や他機関と連携した先鋭的・複合的な研究の推進に努めた。(連番42)

(1) 研究水準の向上… B (連番42－46)

新たな芸術表現の創出や地域における課題解決に資するための、高度で実践的な研究活動を積極的に推進するとともに、研究成果を広く国内外に発信する。

(2) 研究支援体制の充実… A (連番47－51)

研究活動の充実と多様化に向け、支援体制を整備し研究基盤の強

化を図るほか、若手研究者や女性研究者の育成支援に取り組む。

第3 社会連携の充実に関する目標

1 社会連携に関する目標

評価	A（年度計画どおり実施していると認められる。）
----	-------------------------

○特筆すべき点

- ・秋田市が設置する各種委員会に教員が参加したほか、秋田市文化創造館のオープンに先駆けたプレ事業への協力など、市が推進する「文化創造プロジェクト」に積極的に参画した。（連番55）
- ・県内自治体や県内企業と連携した研究を4件受託したほか、受託事業を10件受託するなど、教育研究成果の地域社会への還元を図った。（連番58）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大により、県内国公立4大学連携事業の開催を見送ったほか、高大連携授業については1科目の開講になった。（連番60、63）

(1) 地域社会への貢献… A（連番52－57）

「まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学」という基本理念の更なる推進のため、積極的に地域連携に取り組むとともに、大学が持つ資源を活用しながら市のまちづくりや、地域の課題解決のシンクタンクとしての機能を確立させる。

(2) 産学官連携の推進… A（連番58－59）

産学官との連携を強化し、大学の教育研究成果を地域社会に還元する。

(3) 他大学等との連携… B（連番60－63）

他大学等との交流・連携を図るとともに、高大連携授業等を通して高校との連携を推進する。

第4 国際交流の展開に関する目標

1 国際交流に関する目標

評価	C（年度計画を十分には達成できていない。）
----	-----------------------

○特筆すべき点

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、台南應用科技大学（台湾）

で予定していた合同作品展示会、バンドン工科大学（インドネシア）とのジョイントワークショップの開催、国際交流プログラム支援事業等の実施を見送った。（連番64、66、67）

- ・海外渡航が困難な状況に鑑み、新たにオンラインによる本学独自の語学研修プログラムを企画・実施するとともに、公開講座、シンポジウム等の各種イベントの積極的なオンライン配信等を行った。（連番68、71）
- ・「パブリックアート」をテーマとする国際的なワークショップ（オンライン開催）に国際教養大学と合同で参加したほか、両大学の参加者による学内報告会を開催し、大学間の垣根を越えたグローバルな視点の学術交流機会を創出した。（連番69）

(1) 海外との交流機会の拡充…C（連番64－72）

グローバル人材を育成するため、海外の交流提携校を拡充するとともに、留学や研究活動の支援等、海外との交流機会の充実を図る。

第5 業務運営の改善および効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

評価	A（年度計画どおり実施していると認められる。）
----	-------------------------

○特筆すべき点

- ・10年後を見据えた大学の望ましい姿を検討するため、全職員を対象とする「将来構想フォーラム」を開催したうえで、「将来構想検討WGの提案（最終報告）」を取りまとめ、同提案の具現化に向けた体制整備を進めた。（連番74）
- ・内部監査室を設置し、内部監査実施計画書に基づいた内部監査を実施したほか、前年度監事監査における指摘事項等の改善状況を確認するなど、継続的な業務改善に取り組んだ。（連番76）

(1) 機動的・効率的な組織運営…A（連番73－74）

社会状況の変化に対応可能なガバナンス体制の強化を図り、理事長（学長）のリーダーシップのもと、大学の特色を生かした機動的・効率的な組織運営を推進する。

(2) 教職員の協働…A（連番④75）

機動的・効率的な組織運営を推進するため、教職員による学内組織の充実を図る。

(3) 監査制度の充実… A (連番④76)

監査制度の活用により、適正な法人運営を確保する。

2 人事の適正化に関する目標

評価	A (年度計画どおり実施していると認められる。)
----	--------------------------

○特筆すべき点

- ・ 内部監査室の設置に伴い、法人事務職員採用計画を見直し、事務局機能の充実強化を図った。また、教員採用については、執行部会議を通じて全学的な視点から採用方針を定め、適正な人員配置に努めた。(連番77)

(1) 人事制度の運用と人材育成… A (連番77－82)

人事計画に基づいた適正な人員配置に努めるとともに、教職員の能力、意欲が適切に評価される制度の運用と改善を図る。

また、教職員の資質向上のため、積極的な能力開発を行う。

3 事務等の効率化に関する目標

評価	A (年度計画どおり実施していると認められる。)
----	--------------------------

○特筆すべき点

- ・ 外部委託業務について、契約の更新や新規の委託にあわせ、仕様や積算内訳の点検・精査を行い、費用対効果の向上に努めた。(連番84)

(1) 事務処理の効率化… A (連番83－84)

事務処理の効率化を図るため、既存の業務や事務組織の適正な見直しおよび合理化に取り組むとともに、外部委託を有効に活用する。

第6 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標

評価	B (概ね年度計画を実施していると認められる。)
----	--------------------------

○特筆すべき点

- ・ 学長プロジェクト研究費（競争的研究費）の審査にあたり、科学

研究費補助金（科研費）をはじめとする外部資金への申請状況や採択結果等に応じたインセンティブ制度を実施するなど、科研費の獲得に向けて支援したが、数値目標として設定した採択数を下回った。（連番87）

- ・開学10周年（2023年）に向けた記念事業の一環として、新世代のアーティストの育成と支援に活用する「フューチャー・アーティスト基金」を設置し、新たな自己収入の確保に努めた。（連番90）

(1) 外部資金等自己収入の確保…B（連番85－90）

科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得のほか、共同研究事業や受託研究事業による自己収入の確保に努める。

2 経費の効率化に関する目標

評価	A（年度計画どおり実施していると認められる。）
----	-------------------------

○特筆すべき点

- ・予算編成作業にあわせてスクラップや経費圧縮が可能な事業を検証し、新規事業の財源に充てるなど、中長期的な視点で計画的かつ安定的な財政運営に努めた。（連番91）

(1) 安定的な財政運営…A（連番④91）

安定的な財政運営に資するため、教育研究水準の維持・向上に配慮しながら業務運営の効率化を図る。

3 資産の運用管理に関する目標

評価	B（概ね年度計画を実施していると認められる。）
----	-------------------------

○特筆すべき点

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、施設の有償貸付を見送った。（連番92）
- ・教職員および学生を対象とする研修会「アートと法／ArtLawの基礎知識」をオンラインで開催し、アートやデザイン分野における知的財産に関する全学的な知識の習得を図った。（連番93）

(1) 施設および知的財産の有効活用…B（連番92－93）

資産の適切な管理を行うため、常に資産の状況を把握し有効活用を図る。

また、研究成果の知的財産化に関する制度と体制を構築する。

第7 自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標

1 評価の充実に関する目標

評価	A（年度計画どおり実施していると認められる。）
----	-------------------------

○特筆すべき点

- ・内部質補償機能の充実に向け、自己評価システムの検証と改善に取り組んだ。（連番94）

(1) 評価の充実… A（連番④94）

自己点検・評価の定期的な実施とともに、秋田市公立大学法人評価委員会や認証評価機関による評価結果を、教育研究活動や業務運営の改善に活用するなど、P D C Aサイクルの着実な推進を図る。

2 情報公開等の推進に関する目標

評価	A（年度計画どおり実施していると認められる。）
----	-------------------------

○特筆すべき点

- ・県外で行われる進学相談会への参加が困難な状況に鑑み、オープンキャンパスや進学相談会をオンラインで開催するなど、新たな入試広報活動を展開したほか、各種配付グッズを作成し、ブランドイメージの向上に取り組んだ。（連番98）

(1) 情報公開等の充実… A（連番95－99）

法人として社会に対する説明責任を果たすため、業務運営等に関し適切な情報公開に務めるとともに、教育研究活動等についても地域やマスコミとの連携による戦略的かつ積極的な情報発信を図る。

第8 その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備に関する目標

評価	A（年度計画どおり実施していると認められる。）
----	-------------------------

○特筆すべき点

- ・教育研究環境の向上を図るため、長期修繕計画に基づき、計画的な施設改修を実施したほか、バリアフリー化や共通工房の設置を核とした今後の施設整備・充実に向け調査設計業務を実施した。

（連番100）

(1) 施設設備の整備… A (連番100－101)

教育研究のための快適な環境を実現するため、既存の施設設備の適切な維持管理および改修を計画的に実施する。

2 大学支援組織等との連携に関する目標

評価	A (年度計画どおり実施していると認められる。)
----	--------------------------

○特筆すべき点

- ・後援会と連携しながら、サークル活動や学生の学外作品展、大学祭の代替イベント等の開催を支援したほか、後援会やあきびネットと連携し、コロナ禍により経済的に修学が困難な学生に対し、大学独自の「生活支援金」支給により支援した。(連番103、105)

(1) 同窓会・後援会との連携強化… A (連番102－104)

学外からの支援体制を充実させるため、同窓会や保護者による後援会との連携を強化する。

(2) 地元企業等との連携… A (連番105－106)

地元企業等のニーズの把握に努め、企業からの受託の件数および市内企業への就職者数が増加するよう、地元企業等との連携を強化する。

3 安全管理に関する目標

評価	A (年度計画どおり実施していると認められる。)
----	--------------------------

○特筆すべき点

- ・全学的な避難訓練を実施し、災害時における基本動作の確認や防災・危機管理意識の醸成に努めたほか、適宜、学内の危機管理対策本部会議を開催し、新型コロナウイルス感染症対策に係る活動基準等を決定・周知した。(連番109)

(1) 安全管理体制の確立… A (連番107－108)

学内の安全衛生管理のための体制を確立し、事故等の未然防止に努める。

(2) 危機管理体制の充実… A (連109－110)

災害、事件、事故および教職員や学生の学内外でのトラブルの発生時に、迅速かつ適切に対応することができる体制を構築する。

(3) 情報セキュリティの強化…A（連番④111）

個人情報の保護など、情報セキュリティ体制を強化する。

4 人権擁護・法令遵守に関する目標

評価	A（年度計画どおり実施していると認められる。）
----	-------------------------

○特筆すべき点

- ・内部統制委員会を設置し、学内業務におけるリスクの識別・分析
- ・評価を行い、内部統制の対象とするリスクを決定するなど、内部統制の推進を図った。（連番114）

(1) 人権の尊重…B（連番112－113）

人権意識の向上や、各種ハラスメント行為の防止に全学的な取組を行う。

(2) 法令遵守…A（連番114－116）

コンプライアンス意識の徹底を図り、不正行為の防止など法令等に基づく教育研究および業務運営を行う。

令和2年度 年度計画項目別自己評価結果概要

評価項目	自己評価	評価
I 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置		
1 教育に関する目標を達成するための措置	A	A
(1-1) 教育内容の充実（学士課程）	A	A
(1-2) 教育内容の充実（大学院課程）	A	A
(2) グローバル人材の育成	B	B
(3) 教育の質の向上	A	A
(4) 学生確保の強化	A	A
2 学生への支援に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 学習支援の充実	A	A
(2) 生活支援の充実	A	A
(3) 進路支援の充実	A	A
(4) 総合的な支援体制の整備	A	A
II 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置		
1 研究に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 研究水準の向上	B	B
(2) 研究支援体制の充実	A	A
III 社会連携の充実に関する目標を達成するための措置		
1 社会連携に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 地域社会への貢献	A	A
(2) 産学官連携の推進	A	A
(3) 他大学等との連携	B	B
IV 国際交流の展開に関する目標を達成するための措置		
1 国際交流に関する目標	C	C
(1) 海外との交流機会の拡充	C	C
V 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置		
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 機動的・効率的な業務運営	A	A
(2) 教職員の協働	A	A
(3) 監査制度の充実	A	A
2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 人事制度の運用と人材育成	A	A
3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 事務処理の効率化	A	A

評価項目	自己評価	評価
VI 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置		
1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	B	B
(1) 外部資金等自己収入の確保	B	B
2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 安定的な財政運営	A	A
3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置	B	B
(1) 施設および知的財産の有効活用	B	B
VII 自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標を達成するための措置		
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 評価の充実	A	A
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 情報公開等の充実	A	A
VIII その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置		
1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 施設設備の整備	A	A
2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 同窓会・後援会との連携強化	A	A
(2) 地元企業等との連携	A	A
3 安全管理に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 安全管理体制の確立	A	A
(2) 危機管理体制の充実	A	A
(3) 情報セキュリティの強化	A	A
4 人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 人権の尊重	B	B
(2) 法令遵守	A	A

【評価基準】

S：特に優れた実績を上げている。

A：年度計画を順調に実施している。（100%以上）

B：年度計画を概ね順調に実施している。（80%以上100%未満）

C：年度計画を十分には達成できていない。（80%未満）

D：業務の大幅な改善が必要である。

令和2年度 年度計画項目別自己評価結果まとめ

評価項目	自己評価	評価区分					評価	評価区分					連番
		S	A	B	C	D		S	A	B	C	D	
I 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置													
1 教育に関する目標を達成するための措置	A	0	17	2	1	0	A	0	17	2	1	0	1-20
(1-1) 教育内容の充実（学士課程）	A	0	3	0	0	0	A	0	3	0	0	0	1-3
(1-2) 教育内容の充実（大学院課程）	A	0	4	0	0	0	A	0	4	0	0	0	4-7
(2) グローバル人材の育成	B	0	2	1	1	0	B	0	2	1	1	0	8-11
(3) 教育の質の向上	A	0	4	0	0	0	A	0	4	0	0	0	12-15
(4) 学生確保の強化	A	0	4	1	0	0	A	0	4	1	0	0	16-20
2 学生への支援に関する目標を達成するための措置	A	0	19	2	0	0	A	0	19	2	0	0	21-41
(1) 学習支援の充実	A	0	9	1	0	0	A	0	9	1	0	0	21-30
(2) 生活支援の充実	A	0	3	0	0	0	A	0	3	0	0	0	31-33
(3) 進路支援の充実	A	0	2	1	0	0	A	0	2	1	0	0	34-36
(4) 総合的な支援体制の整備	A	0	5	0	0	0	A	0	5	0	0	0	37-41
II 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置													
1 研究に関する目標を達成するための措置	A	0	7	2	1	0	A	0	7	2	1	0	42-51
(1) 研究水準の向上	B	0	3	1	1	0	B	0	3	1	1	0	42-46
(2) 研究支援体制の充実	A	0	4	1	0	0	A	0	4	1	0	0	47-51
III 社会連携の充実に関する目標を達成するための措置													
1 社会連携に関する目標を達成するための措置	A	1	8	1	2	0	A	1	8	1	2	0	52-63
(1) 地域社会への貢献	A	0	6	0	0	0	A	0	6	0	0	0	52-57
(2) 産学官連携の推進	A	1	1	0	0	0	A	1	1	0	0	0	58-59
(3) 他大学等との連携	B	0	1	1	2	0	B	0	1	1	2	0	60-63
IV 国際交流の展開に関する目標を達成するための措置													
1 国際交流に関する目標	C	0	4	1	4	0	C	0	4	1	4	0	64-72
(1) 海外との交流機会の拡充	C	0	4	1	4	0	C	0	4	1	4	0	64-72
V 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置													
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	A	0	4	0	0	0	A	0	4	0	0	0	73-76
(1) 機動的・効率的な業務運営	A	0	2	0	0	0	A	0	2	0	0	0	73-74
(2) 教職員の協働	A	0	1	0	0	0	A	0	1	0	0	0	75
(3) 監査制度の充実	A	0	1	0	0	0	A	0	1	0	0	0	76

	2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	A	0	6	0	0	0	A	0	6	0	0	0	77-82
	(1) 人事制度の運用と人材育成	A	0	6	0	0	0	A	0	6	0	0	0	77-82
	3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	A	0	2	0	0	0	A	0	2	0	0	0	83-84
	(1) 事務処理の効率化	A	0	2	0	0	0	A	0	2	0	0	0	83-84
VI 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置														
1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	B	1	2	2	1	0	B	1	2	2	1	0	85-90	
(1) 外部資金等自己収入の確保	B	1	2	2	1	0	B	1	2	2	1	0	85-90	
2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置	A	0	1	0	0	0	A	0	1	0	0	0	91	
(1) 安定的な財政運営	A	0	1	0	0	0	A	0	1	0	0	0	91	
3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置	B	0	1	0	1	0	B	0	1	0	1	0	92-93	
(1) 施設および知的財産の有効活用	B	0	1	0	1	0	B	0	1	0	1	0	92-93	
VII 自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標を達成するための措置														
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	A	0	1	0	0	0	A	0	1	0	0	0	94	
(1) 評価の充実	A	0	1	0	0	0	A	0	1	0	0	0	94	
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	A	0	5	0	0	0	A	0	5	0	0	0	95-99	
(1) 情報公開等の充実	A	0	5	0	0	0	A	0	5	0	0	0	95-99	
VIII その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置														
1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置	A	0	2	0	0	0	A	0	2	0	0	0	100-101	
(1) 施設設備の整備	A	0	2	0	0	0	A	0	2	0	0	0	100-101	
2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置	A	0	5	0	0	0	A	0	5	0	0	0	102-106	
(1) 同窓会・後援会との連携強化	A	0	3	0	0	0	A	0	3	0	0	0	102-104	
(2) 地元企業等との連携	A	0	2	0	0	0	A	0	2	0	0	0	105-106	
3 安全管理に関する目標を達成するための措置	A	0	5	0	0	0	A	0	5	0	0	0	107-111	
(1) 安全管理体制の確立	A	0	2	0	0	0	A	0	2	0	0	0	107-108	
(2) 危機管理体制の充実	A	0	2	0	0	0	A	0	2	0	0	0	109-110	
(3) 情報セキュリティの強化	A	0	1	0	0	0	A	0	1	0	0	0	111	
4 人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置	A	0	4	0	1	0	A	0	4	0	1	0	112-116	
(1) 人権の尊重	B	0	1	0	1	0	B	0	1	0	1	0	112-113	
(2) 法令遵守	A	0	3	0	0	0	A	0	3	0	0	0	114-116	

評価基準について

法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(1) 項目別評価

ア 法人による自己評価

(ア) 法人は、年度業務実績調書の項目別実施状況に基づき、中期目標に掲げた次の中項目以下の各項目について自己評価を行う。

a 中項目

- (a) 教育に関する目標
- (b) 学生への支援に関する目標
- (c) 研究に関する目標
- (d) 社会連携に関する目標
- (e) 国際交流に関する目標
- (f) 運営体制の改善に関する目標
- (g) 人事の適正化に関する目標
- (h) 事務等の効率化に関する目標
- (i) 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標
- (j) 経費の効率化に関する目標
- (k) 資産の運用管理に関する目標
- (l) 評価の充実に関する目標
- (m) 情報公開等の推進に関する目標
- (n) 施設設備の整備に関する目標
- (o) 大学支援組織等との連携に関する目標
- (p) 安全管理に関する目標
- (q) 人権擁護・法令遵守に関する目標

(イ) 自己評価は、「イ 評価委員会による評価」の「(ウ)」の評価基準に準じた5段階の区分により、その判断理由を付して、進捗状況を評価する。

イ 評価委員会による評価

(ア) 評価委員会は、法人が行った自己評価の妥当性を検証し、法人

と評価が異なる場合には、その理由等を示す。

(イ) 「(ア)」を踏まえ、中期目標の中項目以下の各項目の達成度合いを、定量的な観点と定性的な要因により総合的に確認し、「年度業務実績調書」の「項目別評価」における中期目標の中項目以下の各項目ごとに、進捗状況を評価する。

(ウ) 評価基準は次の5段階とする。

S：特に優れた実績を上げている。

(評価委員会が特に認める場合)

A：年度計画どおり実施している。

(達成度が100%以上と認められるもの又は評価委員会が達成度が100%相当と認める場合)

B：概ね年度計画を実施している。

(達成度が80%以上100%未満と認められるもの)

C：年度計画を十分には達成できていない。

(達成度が80%未満と認められるもの)

D：業務の大幅な改善が必要である。

(評価委員会が特に認める場合)

a 定量的な評価指標が設定されている場合は、上記基準により評価することを基本とする。

b 定性的な評価指標が設定されている場合は、上記基準に基づき、委員の協議により評価する。

(エ) 法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、特筆すべき事項として、以下の事項を考慮し、コメントを付す。

a 中期目標における基本的な目標に掲げた4つの基本理念に基づく法人の取組を積極的に評価する。

b 大学経営の活性化等を目指した法人の特色ある取組を積極的に評価する。

c 法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価する。

d 必要に応じ、改善すべき事項や目標設定の妥当性等の留意事

項を記述する。

- e 中期目標の達成に向けて支障が生じている、あるいは生じるおそれがある場合にはその理由等について明らかにする。

(2) 全体評価

- ア 全体評価は、「年度業務実績調書」の「全体評価」において実施することとし、項目別評価結果を踏まえ、事業の実施状況、財務状況および法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。
- イ 「ア」と併せて、中期計画および年度計画の達成状況と、必要に応じて組織および業務運営に係る改善を要する事項等を付す。
- ウ 評価は、法人を取り巻く諸事情の変化も勘案して実施するものとする。